

南 監 第 1 号

令和7年4月17日

南伊勢町代表監査委員 見並 健



南伊勢町監査委員 松葉 和久



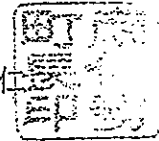
公金横領事案に係る再度の監査結果に基づく措置について

令和7年4月11日付け南総第21号により南伊勢町長から、元町立病院の職員の元上司であった1名に対し、令和7年3月17日付け南監第31号の監査結果に基づき、損害賠償命令が行われましたので公表します。

南 総 第 21 号
令和 7 年 4 月 11 日

南伊勢町代表監査委員
見並 健一 様

南伊勢町長 上村 久仁彦



職員賠償命令の通知について

地方自治法第 199 条第 9 項の監査結果の報告を受け、別紙のとおり職員賠償命令を行いますので、同条第 14 項の規定により通知します。

記

対 象 者



賠償金額

①損害金（元金）と②遅延損害金の合計

1,033 万 9,145 円

内訳 ①損害金（元金） 971 万円

②遅延損害金 62 万 9,145 円（令和 7 年 2 月 28 日現在）

（③と④の合計）

内訳

・③令和 4 年 9 月 30 日までは個別外部監査報告書のとおり

4 万 6,545 円

・④令和 5 年 3 月 1 日から令和 7 年 2 月 28 日までは年 3%で算出

58 万 2,600 円